三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所
沖縄県沖縄市仲宗根町三五番一四号　一般社団法人　沖縄市軍用地等地主会
沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納二九〇番地九　沖縄防衛局
沖縄県中頭郡北谷町字桑江一二九番地四　一般社団法人　沖縄県軍用地等地主会連合会

○防衛省告示第七十七号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定により、平成二十八年三月十一日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

平成二十八年三月二十二日

防衛大臣　中谷　元

一　使用する地方防衛局長の名称
沖縄防衛局長
二　使用する土地の所在
沖縄県宜野湾市字普天間後原（九三九番）及び字安仁屋前原（四九一番及び四九二番）
沖縄県宜野湾市字大村玉代勢原（六番）、字大村城原（三五二番）、字大村山川原（五〇三番）、字北前石平原（八三九番）、字北前横嵩原（九三三番、九四三番、九五一番、九五二番、九六三番及び九七一番）、字北前伊波川原（一〇二一番）、字北谷東前田原（七八四番）及び字北谷正徳原（一二三四番）
三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所
沖縄県中頭郡北谷町字桑江一二九番地四　一般社団法人　沖縄県軍用地等地主会連合会
沖縄県宜野湾市伊佐四丁目一番一一号　伊佐区公民館

○防衛省告示第七十八号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定により、平成二十八年三月十一日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

平成二十八年三月二十二日

防衛大臣　中谷　元

一　使用する地方防衛局長の名称
沖縄防衛局長
二　使用する土地の所在
沖縄県浦添市字城間西唐蒲（六八七番）、字城間淑口（九四一番二）及び字城間西空寿（一五五六番一）
三　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所
沖縄県浦添市安波茶一丁目一番一号　浦添市役所

○防衛省告示第七十九号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第五条の規定により、平成二十八年三月十一日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

平成二十八年三月二十二日

防衛大臣　中谷　元

一　使用する土地の所在
沖縄県中頭郡北谷町字砂辺差久原（七八三番、八三〇番、八三八番一及び八八九番三）
二　使用する土地等の調書及び図面の縦覧場所
沖縄県中頭郡北谷町字桑江一二九番地四　一般社団法人　沖縄県軍用地等地主会連合会

○東北地方整備局告示第五十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月二十二日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

その関係図面は、平成二十八年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	仙台市宮城野区苦竹一丁目三〇番一三から同市宮城野区苦竹一丁目四〇番一まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第五十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月二十二日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

その関係図面は、平成二十八年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
福島県河沼郡会津坂下町字上口五〇〇番一から同町字古川尻三五九番一まで	前	一一・六四～三八・六五	〇〇・五四一
	後	一一・六四～四〇・三六	〇〇・五四一

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

○東北地方整備局告示第五十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月二十二日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

その関係図面は、平成二十八年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十九号	福島県河沼郡会津坂下町字上口五〇〇番一から同町字古川尻三五九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月二十二日

○関東地方整備局告示第七十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十二日

関東地方整備局長　石川　雄一

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸字雅楽二三七六番一から同町大字杉戸字雅楽二三七六番一一まで	前	一九・三六～四七・六一	〇〇・〇四〇
	後	一九・三六～二〇・〇七	〇〇・〇四〇

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所